

- 三五 おばしぎ
- 三六 みゆびしぎ
- 三七 えりまきしぎ
- 三八 こもんしぎ
- 三九 きりあい
- 四〇 しべりあおおはししぎ
- 四一 こあおあししぎ
- 四二 あおあししぎ
- 四三 たかぶしぎ
- 四四 きあししぎ
- 四五 めりけんきあししぎ
- 四六 いそしぎ
- 四七 そりはししぎ
- 四八 おおるしぎ
- 四九 おおそりはししぎ
- 五〇 ほろくしぎ
- 五一 ちゅうしやくしぎ
- 五二 こしゃくしぎ
- 五三 はりおしぎ
- 五四 ちゅうじしぎ
- 五五 おおじしぎ
- 五六 はいるひれあししぎ
- 五七 あかえりひれあししぎ
- 五八 つばめちどり
- 五九 おおとうぞくかもめ
- 六〇 とうぞくかもめ
- 六一 くるとうぞくかもめ
- 六二 しろはらとうぞくかもめ
- 六三 はじろくるはらあじさし
- 六四 はじろくるはらあじさし
- 六五 おにあじさし
- 六六 あじさし
- 六七 べにあじさし
- 六八 えりぐるあじさし
- 六九 まみじろあじさし
- 七〇 こあじさし
- 七一 くるあじさし
- 七二 つつどり
- 七三 はりおあまつばめ
- 七四 あまつばめ
- 七五 はちくい
- 七六 つばめ
- 七七 つめながせきれい

- カリドリリス テヌイロストリス
- クロケティア アルバ
- (カリドリリス アルバ)
- フィロマクス プグナクス
- トリュンギテス スプルフィコルリス
- リミコラ ファルキネルリス
- リムノドロムス セミバルマトウス
- トリンガ スタグナテリス
- トリンガ ネブラリア
- トリンガ グラレオラ
- ヘテロスケルス プレヴィイペス
- ヘテロスケルス インカヌス
- アクティテイス ヒュボレウコス
- クセヌス キネレウス
- リモサ リモサ
- リモサ ラボニカ
- ヌメニウス マダガスカリエンシス
- ヌメニウス ファイオプス
- ヌメニウス ミヌトウス
- ガルリナゴ ステヌラ
- ガルリナゴ メガラ
- ガルリナゴ ハルドウイキイ
- フアラロプス フリカリウス
- (フアラロプス フリカリウス)
- フアラロプス ロパトウス
- グラレオラ マルデイヴァルム
- カタラクタ マツコルミツキ
- ステルコラリウス ポマリヌス
- ステルコラリウス パラスイティクス
- ステルコラリウス ロンギカウドウス
- クリドニアス レウコプテルス
- クリドニアス ニゲル
- ステルナ カスピア
- (ヒドロプログネ カスピア)
- ステルナ ヒルンド
- ステルナ ドウガルリイ
- ステルナ スマトラナ
- ステルナ アナイテトウス
- ステルナ アルピフロンス
- アノウス ストリドウス
- ククルス サトゥラトウス
- ヒルンダプス カウダクトウス
- アプス パキフィクス
- メロプス オルナトウス
- ヒルンド ルスティカ
- モタキルラ フラヴァ

(オーストラリア側書簡)  
 書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。  
 (日本側書簡)  
 本大臣は、更に、オーストラリア政府が閣下の書簡にいう勧告を受諾する旨を確認する光栄を有します。  
 よって、協定の付表は、この書簡の日付の日の後三箇月で、前記の勧告のとおり改正されたものとみなされます。  
 この書簡は、英語及び日本語で作成しました。  
 本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。  
 二千八年十二月二十二日にキャンベラで  
 オーストラリア駐在 小島高明閣下  
 日本国特命全權大使  
 ○厚生労働省告示第四号  
 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。  
 平成二十一年一月十六日  
 別表に第20部として次のように加える。  
 厚生労働大臣 外添 要一

品名	規格	単位	薬価
イソプレンドリン	錠100mg	錠	619.80
イソプレンドリン	錠150mg	錠	1.00mg 1錠
イソプレンドリン	錠150mg	錠	2.278.80

○農林水産省告示第三十一号  
 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第四及び第五の規定に基づき、昭和四十八年五月二十四日農林省告示第四十五号(南アフリカ共和国産パレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実並びにスワジランド王国産のパレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。  
 平成二十一年一月十六日  
 農林水産大臣 石破 茂

一の(一)中「あつて」を「あつて」に改め、同(二)中「あつて、スワジランド王国」を「あつて、スワジランド」に、「スワジランド王国農務省」を「ワジランド農務省」に改める。

○農林水産省告示第三十二号  
 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第八の規定に基づき、昭和六十三年十一月二十九日農林水産省告示第八百八十六号(スペイン産レモン、クレメンティン並びにネーブル種、パレンシア種及びサルステイアーナ種のスイートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。  
 平成二十一年一月十六日  
 農林水産大臣 石破 茂